

学位論文題名

高齢社会を考える視角

学位論文内容の要旨

「増税なき財政再建」を目的とした「臨調・行革」下の高齢者政策は、その前段では周知のとおり、「日本型福祉社会」政策として実施された。しかし、この戦前回顧的な政策と高度に発達した日本の経済・社会との非整合性は否定しがたく、80年代後半になると高齢者政策にも「臨調・行革」のいま一つの側面である市場経済化政策が始動し、シルバービジネスへの各種支援措置がとられてきた。

しかし、「市場化」政策は国民の老後問題解決の有効策ではあり得ず、各種矛盾が露呈し、政府は90年代に入ると、社会福祉サービスの計画化＝拡大を政策課題として提起せざるを得なくなっている。社会福祉サービス拡大へむけた計画化への取り組みは、70年代の「社会基本計画」から20年ぶりのことである。同時に、今回の計画化が日米構造協議＝内需拡大政策→不況対策→大型公共投資など「大きな政府」路線の一環でもあることは、旧・新ゴールドプランが消費税創設や税率引き上げとセットで進んだことに明らかである。

ところで、今回の計画化は、机上プランは別として、実質的には国家責任による国民生活の最低限保障(＝生存権保障)という「福祉国家」の観点から出発したものではない。したがって、転換期の高齢者政策は「豊かな社会」に対応して高齢者ニーズの拡大＝普遍化を承認したが、他方で、社会保障費用の圧縮を強く志向し、ミニマム保障抜き、ないし薄弱なままで、「臨調・行革」下の「応益負担」原則を継承・強化し、福祉サービスの「多様化」＝「階層化」を進め、それと連動・隣接して市場経済の参入支援も進めている。

本研究の目的は、第1に、薄弱なミニマム保障と「市場化」、「階層化」という形での高齢者政策が、多数の高齢者をおきざりにした分断・選別政策であり、また、現役世代の生活と生活設計にも矛盾を生じさせている事実を析出することである。第2に、国民生活の安定にとって、「豊かな日本」に相応しい水準の老後生活の国家責任による保障(＝公的・社会的扶養)が必要であり、現実に可能であることを明らかにするとともに、弱者を対象にするかぎり、良質な市場はその上にものみ形成されることを明らかにすることである。

以上の目的解明のために、序論で、高齢者政策の立脚する思想的基盤の信憑性を検討した上で、本論第1の課題を、高齢者にかかわる社会政策と市場経済との関係の究明に、第2の課題を、高齢者を階層別に俯瞰する中で、高齢者のニーズ調達状況を、高齢者自身の老後準備と、家族・親族などの私的供給、および公的・社会的供給を含めたトータルな形で把握し、高齢者政策の影響を階層別に考量すること、第3の課題を、筆者が実施した英国を中心にスウェーデン・デンマークなどとの国際比較調査を傍証として、日本の高齢者福祉の水準を考察すること、最後に、第4の課題を、「高齢化危機論」への反論的試算に

基づいて、豊かな日本に相応しいミニマム保障が可能である事実を示すことにおいた。

なお、この論文の方法的な特徴は、階層的・具象的な把握にある。生活問題、とりわけ生涯の階層格差が集約される老後の生活問題は、平均的、抽象的な把握では取り落とされるからである。

課題究明の大筋は以下のとおりである。第1：所得保障におけるミニマム保障の欠落が、民間生保市場の異常な膨張に繋がり、低所得層ほど負担の多い、不利な生活防衛をよぎなくされている事実、公的負担を控えれば、現役世代の負担が減るわけではない事実を析出した。同様に、保護・介護領域においても、公的サービスの質の劣悪さがアッパーミドルを、問題の多い市場型老人ホームへ誘導する事実、公的サービスと市場サービスを比較し、前者の質が後者の質を規定する事実、公的基礎サービスの質の改善と必要即応態勢の確立（＝量的拡充）が良質な追加的・選好的サービスの市場形成を導く事実を挙証した。なお、老健施設・ケアハウスなど公的領域にも、利用料設定を自由化した契約型施設類型が登場し、公的処遇水準の低さをカバーする「多様化」（＝「階層化」）が加速しつつある。ミニマム保障抜きの「階層化」は、利用料負担能力の有無で、必需的ニーズ充足についての公費支出に差別を生じている。目下導入準備の進む介護保険の給付も、同じ問題を内包している。これらと関連して、すでに、供給者サイドによる対象者選別も始まっている。

第2：統計分析と実態調査によって、高齢者の所得・資産格差の大きさ、生計費圧縮による扶養的同居、したがって、サービス購入力・応益負担力を備える層が薄い事実、一定の資産保有を前提とする旧中間層型同居などを析出した。また、雇用者の老後に共通な居宅型保護施設需要と、居宅型施設が安定的雇用者層の老後の安定に寄与している事実とともに、その反面に、施設利用料を払えぬ低所得・不安定層ほど、家族的保護や援助からも切れた保護なき別居在宅状態にあり、それと隣接して、次世代養成費切り詰めに余儀なくさせる抑圧的同居が存在するなど、施設需要が潜在している事実を析出した。統計分析、居住形態別実態調査、生活史分析の全てが、階層的・経済的基盤と、老親と子との関係設定の照応関係を立証している。照応に無理がある時、家族葛藤・家族危機が浮上する。介護施設需要の陰にかくれている虚弱老人を対象とする居宅型施設の必要性は無視できない。

第3：国際比較調査により、西欧社会の「生存権的デモクラシー」の水準として、国民生活に根づいた公的高齢者支援を紹介し、質量両面での手厚い公的支援という実質を抜きにしたシステム導入の危険性を指摘した。

第4：生産力の発展を無視し、人口比率に特化した「高齢化危機論」の非科学性を指摘し、問題視される高齢者比率増を上回る社会保障費用支出増は、現に存在する潜在的扶養やシャドウワークの顕在化分を含むこと、高齢化の進行は現役世代の生活水準を圧迫しない事実などを統計分析によって挙証し、人口比率論から離陸して、「豊かな日本」にふさわしい高齢者生活の保障水準を構築することの必要性和現実的可能性とを指摘した。

〔結論〕今日、日本の経済社会では、「豊かな社会」が現実化しているとして、高齢者政策は高齢者の平均像という抽象で論じられ、個々の高齢者が豊かであるとして、「応益原則」が強化されている。応益＝購入的自助とは社会的扶養の拒否の別の表現である。しかし、市場経済は不安定とリストラを構造的に内包し、老後の階層格差を拡大する。

薄弱な老後保障は、国民を無理な蓄財に走らせるが、それは老後の備蓄として結実していない。保護・介護領域でも公的部門での「階層化」政策が加速している。しかし、国民

大衆に許容できる基礎的水準の、「応能原則」による保障を前提としない「階層化」は、必需的ニーズについての公費支出の選別的差別と、反面での基礎的保障水準の劣等処遇化とスティグマを伴い、ニーズの潜在化を招来する。「階層化」も「市場化」もその必要前提条件は、「豊かな日本」に相応しい基礎的的老後保障水準の確立であり、保護的規制の強化である。それは高齢者のみならず、現役世代自身の生活と生活設計の安定基盤でもある。

学位論文審査の要旨

主査	教授	木村保茂
副査	教授	杉村宏
副査	教授	町井輝久
副査	助教授	青木紀

学位論文題名

高齢社会を考える視角

本論文は、わが国の高齢者政策を「階層化」「市場化」という視点から分析したものである。そこでは、こうした政策が多数の高齢者をおきざりにした選別政策に他ならず、かつ現役世代の生活と生活設計にも矛盾をきたすことを検討した上で、Decentな National Minimumの必要性・現実的可能性と、良質な福祉市場がその保障の上にものみ築かれることを明らかにしている。

従来の高齢者政策研究の多くが、老人福祉を必要とする人たちのみを対象としていたのに対して、本論文はそうした人たちだけでなく、わが国の高齢者層全体を視野に入れ、階層的視角で高齢者政策論を論じているところに特徴がある。その際の階層的視角は、高齢者自体が生涯の階層格差の集約的表現であることから、現役時代の社会階層をベースに高齢期の生活実態を分析すると同時に、今日の高齢者福祉政策が指向する「階層化」の問題、すなわち、今日の福祉サービスが高齢者福祉の「階層化」とどう関わり、どうつながるか、という視点から福祉の「階層化」を分析していることである。また、その階層的視角と関わって、高齢者福祉サービスの市場化・経済市場化と「階層化」の関連が問題になるが、その際、その関わりは2つの側面から分析される。1つは、市場化がすでに階層化している福祉受給者のニーズに沿って展開されるという視点（階層化の結果としての視点）であり、2つは、市場化それ自体が福祉サービスの「階層化」をどのように促進するか、という視点からの分析である。きわめてユニークな階層的視角である。

以上の分析視角に立って、本論では統計的分析と克明な実態調査にもとづく実証的分析が行われる。

第一に、高齢者に関わる社会政策と福祉サービスの市場化の関係が検討される。そこでは所得保障におけるミニマム保障の欠落が現役世代の生命保険市場への依存を高め、低所得層ほど老後の生活防衛上その高い負担を余儀なくされること、また公的介護サービスの

質の低さがアッパーミドルを市場型老人ホームへ誘導するが、公的サービスの質が市場サービスの質を規定するため、公的基礎サービスの質の改善と量的拡充こそが良質な追加的サービスの市場形成に不可欠なことを指摘している。なお、老健施設・ケアハウスなどの公的領域にも利用料設定を自由化した契約型施設類型が登場しているが、こうした利用の「階層化」は市場サービスのさらなる「階層化」と連動し、公的基礎サービスの質的低下をもたらすことを明らかにしている。こうした指摘は本論文のすぐれた特徴の一つである。

第二は、高齢者ニーズの調達状況が、高齢者自身の老後準備と私的・公的サービス供給の関わりで検討される。そこでは旧中間層および現役時代に安定的雇用者層に属した階層ほど所得・資産が有利で、前者は家族との同居、後者は居宅型施設に入居することによって相対的に安定的な生活を送ることができるが、逆に、施設利用料を払えぬ低所得層は、施設に対する需要が潜在化し、家族的保護や援助から切り離された保護なき別居状態や、生活費を切り詰めた抑圧的同居を余儀なくされることを明らかにしている。

第三は、双系的家族関係形成への模索が検討される。双系的家族関係とは、女性（妻）が男性（夫）と対等に、実親への扶養・介護の関係を権利として実現することを通して、人間的自立と真の一夫一婦制の確立を見通せる家族関係のことである。わが国ではその方向への移行が着実に進みつつあるが、なお多様な家族関係が残存している。こうした多様な家族関係には階層的経済基盤に立脚したそれぞれの扶養意識（共同体志向型、契約志向型、双系志向型など）が照応し、その照応に無理がある場合には家族葛藤・家族危機が浮上する。こうした指摘によって、社会的扶養の必要性和必然性を立証したものとなっている。これまでの先行研究にはないきわめて独創的な分析である。

第四は、急速に進行する高齢化が日本経済を衰弱させるという「高齢化危機論」に対する批判的検討である。そこでは「高齢化危機論」者が用いる老年化指数論の誤りを批判した上で、家事労働（看護・介護・保育・その他の家事）などのシャドワークをも視野に入れた、生産年齢人口に基礎をおいた負担率の考察から「高齢化危機論」の誤りを指摘し、「豊かな日本」にふさわしい高齢者生活の保障水準の構築の可能性を明らかにしている。

なお、以上の実証分析をヨーロッパにおける高齢者政策の検討と実証的分析でもって傍証している。

以上のように本論文では、従来の先行研究に見られない多くの研究成果を踏まえながら、DecentなNational Minimumに基礎をおく高齢者福祉の必要性和現実的可能性を展開したもので、その実証性ととも高く評価されるものである。

以上の評価にもとづき審査員一同は、申請者が博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。